

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13858

研究課題名（和文）超党派議員連盟と社会運動：ロビイングの 이슈横断的分析

研究課題名（英文）Social movements and all-party parliamentary groups: Comparative analysis of lobbying strategies

研究代表者

原田 峻 (HARADA, Shun)

立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授

研究者番号：40733829

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究課題の目的は、社会運動と議員連盟の関係性についての新たな知見と、社会運動の今日的な動態を明らかにすることである。この目的のもと3つの研究を実施した。(1)特定非営利活動促進法（NPO法）を事例に、その制定・改正をめぐるロビイングについてインタビューや文書資料の収集を行い、政策過程論・利益団体研究・社会運動論を組み合わせた枠組みによって詳細に分析した。(2)NPO法制定・改正過程における主体性の変遷を資料からたどって、その歴史的な位置を考察した。(3)コロナ禍で展開した多様な市民団体のロビイングについて、新聞記事データベースを用いた比較分析と事例調査を行い、その傾向や特徴を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上記(1)の成果は、約25年間の政策過程と社会運動の相互作用を詳細に描き出した同時代分析であるとともに、NPO法をめぐるロビイングを多角的に明らかにして社会学・政治学・NPO研究に学術的貢献を行い、地域社会学会・日本NPO学会から学会賞を受賞した。(2)の成果は、NPOの担い手たちにも十分知られてこなかったNPOの重層的な特質や法律をめぐるせめぎ合いを明らかにし、社会学者にはこうした主体性を読み解き現場に還元する役割があることを提示した。(3)の成果はコロナ禍のロビイングという新たなテーマに取り組み、分野ごとの危機を明らかにして、コロナ禍の記録や今後の研究に向けた論点整理という意義をもつ。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research project is to clarify new knowledge about the relationship between social movements and parliamentary groups, and to clarify the current dynamics of social movements. Three studies were carried out for this purpose. (1) Using the Law for the Promotion of Specified Non-Profit Activities (NPO Law) as a case study, interviews and collection of documents regarding the lobbying of its enactment and revision, through a framework that combines policy process theory, interest group research, and social movement theory, analyzed in detail. (2) I examined the historical position of NPO by tracing the transition of identity in the process of enactment and revision of the NPO law. (3) I conducted a comparative analysis and case study using a newspaper article database regarding the lobbying of various citizens' groups developed during the COVID-19 crisis, and clarified the trends and characteristics.

研究分野：社会学

キーワード：ロビイング 社会運動 政策過程 議員連盟 NPO法 コロナ禍

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降に進行した社会運動の「制度化」(長谷川 2003)に伴い、運動戦略の1つとしてロビイングが定着しつつある。それ以前には利益団体の採用する戦略として捉えられていたが、特定非営利活動促進法(NPO法)DV防止法、自殺対策基本法などが広義の社会運動団体のロビイングのもと超党派の議員連盟により制定・改正された。だが、これまで社会運動のロビイングに関してはもっぱら政策過程論からの部分的な分析や、地方政治上の首長選挙や住民投票の議論に留まり、国家レベルでの社会運動論的な分析はなされてこなかった。近年、「社会を変える」主体として社会運動が再注目されているが、議論の対象はデモなどの非制度的手段であり、「代議制民主主義が機能不全になっている現代社会では、政治家にロビイングしても、それだけでは思うように社会を変えられ」ないとされている(小熊 2012)。実際、運動同盟者を抱えた民主党政権が挫折に終わり、第二次安倍政権が国家主義的な政策を強行するなかで、社会運動団体が院内にロビイングを行う政治的機会は閉じたかのように見える。

しかし、近年の政策過程をつぶさに見ると、民主党政権期・第二次安倍政権期をまたいで、数多くの 이슈が社会運動団体のロビイングのもと超党派の議員連盟によって立法(ないし立法を議論)されていることに気付く。第二次安倍政権成立以降だけでも、市民団体と超党派の議員連盟によって争点化された 이슈は、NPO法改正、フリースクール、LGBT、ヘイトスピーチ規制、尊厳死など多岐に渡っている。ここからは、党派間の敵対性を顕在化させる 이슈とは異なる水準で、超党派の議員連盟によって交渉が繰り広げられ、旧来型の利益誘導的なロビイングとも異なる形で、社会運動が超党派の議員連盟にロビイングを実施していることが窺える。それでは、どのような 이슈が超党派の議員連盟に取り上げられ、これに対して社会運動はいかなるロビイングを行い、それぞれの 이슈はどのような帰結を辿っているのだろうか？

研究代表者は本研究課題の申請に先立って、NPO法に焦点を当てて1998年制定から2011年改正にいたる政策過程と立法運動を研究してきた。そこで明らかになったのは、自社さ政権・自民党政権・民主党政権のもと、「シーズ=市民活動を支える制度をつくる会」(シーズ)などの運動団体が、インサイド・アウトサイドの戦略を駆使しながら、党派間を繋ぐロビイングを展開したことだった。本研究課題では、NPO法という 이슈に限定的だった研究代表者の研究を発展させ、イシュー横断的なロビイング分析を行うことにより、普遍的なロビイング分析の手法を確立させることを目指した。

2. 研究の目的

以上の学術的背景のもと、本研究課題では申請時において、(A)社会運動と議員連盟を分析する理論枠組みの構築、(B)超党派議員連盟の活動実態と参加者の把握、(C)個別 이슈の事例分析、(D) 이슈の横断分析、という4つの作業を行うことを掲げた。これらの作業を通して、社会運動と議員連盟の関係性に関する新たな知見の提供と、社会運動の今日的な動態を明らかにすることが、本研究課題の目的であった。

3. 研究の方法

本研究課題の採択後、上記(A)については予定通り実施した。しかしながら(B)(C)(D)については、研究期間中に発生した様々な事由により、次のような変更を行った。まずはNPO法の事例研究が当初の計画以上に進展したことであり、NPO法に特化した(C)は飛躍的な成果を出すことができた。他方で、研究代表者の2度の異動や様々な家庭事情、新型コロナウイルス感染症拡大による調査実施の困難や業務への影響により、(B)およびNPO法以外の(C)の作業は途上に留まった。ただし、新型コロナウイルス対応で市民団体のロビイングが活発化したことを受けて、コロナ禍のロビイングという新たな切り口で(D)を試論的に展開することもできた。

こうした変更も加えながら、本研究課題は当初の研究目的を踏襲する形で、結果的に以下3つの方法による研究を遂行した。

(1)NPO法制定・改正をめぐるロビイングの分析

NPO法の特徴は、法制定からその後の一連の改正過程の背後に数多くの市民団体のロビイングが存在しており、中でもシーズという立法運動に特化した団体を登場させたことがある。つまりNPO法は、法律の内容面だけでなく、その制定・改正過程という手続き面でも、市民参加のあり方を問うものであった。NPOの法人格と税制優遇をめぐって、立法運動はどのような条件のもとでロビイングを行い、その過程でどのような戦術を駆使し、それらがどのような帰結を生み出してきたのか。

研究代表者のこれまでの研究から引き続き、1998年のNPO法制定と2011年のNPO法改正に関与した国会議員・国会関係者・経済界関係者・市民団体関係者40名弱のインタビューや、シーズ事務所・堂本暁子事務所の所蔵資料の分析などを行った。さらに、2016年のNPO法改正についても追跡調査を行い、市民団体へのインタビュー調査と資料収集を実施して、民主党政権下との比較において自公政権下での法改正にどのような特徴があるのかを分析した。こうし

て得られた、1990年代初頭から2016年に至るNPO法制定・改正に関するデータを、政策過程論・利益団体研究・社会運動論を組み合わせた分析枠組みを用いて詳細に考察した。

(2)NPO法の歴史社会的な再検討

(1)で分析したようにNPO法は市民団体のロビイングによって制定・改正されてきたが、NPOをめぐる社会学的研究にとって避けて通れないのが「段階論」をめぐる論争である(道場 2006)。そこで本研究では、(1)で収集した文書資料やインタビューデータを再検討し、佐藤健二の歴史社会学(佐藤 2012)を参照しながら、NPO法制定・改正過程における主体性の変遷をたどってNPOの歴史的位置を考察した。

(3)コロナ禍におけるロビイングの比較分析

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、様々な分野で市民活動団体によるロビイングが展開した。こうした活動は、コロナ禍において従前の不平等や政策の不十分さが顕在化していることを示すとともに、コロナ禍の困難を市民活動の努力だけで終わらせず、政治の不在や不作為を問い直していく必要を提起している。それでは、コロナ禍における市民活動では総体として何が提起されたのだろうか。本研究では、コロナ禍で展開した多様な市民団体のロビイングを明らかにするため、新聞記事検索を用いた分析を行った。データベースをもとに研究代表者が「コロナ禍の市民活動の要望書」に該当すると判断した要望書118件を抽出し、要望書の傾向と分野ごとの特徴を分析した。あわせて、コロナ禍でロビイングを複数回実施した福祉系NPO法人への事例調査を実施し、要望書提出に至った経緯やその帰結を汲み取る素材として参照した。

4. 研究成果

本研究課題では上記3つの研究方法により、それぞれ以下のような成果を得ることができた。

(1)NPO法制定・改正をめぐるロビイングの分析

NPO法制定・改正をめぐるロビイングについて、研究代表者のこれまでの研究および本研究課題を総合的にまとめた単著『ロビイングの政治社会学』(原田 2020)を出版した。同書の分析枠組みと章構成の対応関係を示したものが図1である。同書の内容として、まず第部(序章・第1章)で問題設定を行い、先行研究との位置付け、分析枠組みと研究方法を提示した。第2~9章では、1990年代初頭に立法運動が発生してから1998年のNPO法制定までを第部(第2~5章)、2001年の認定NPO法人制度制定を経て、2011年にNPO法改正・新寄付税制が成立するまでを第部(第6~9章)として区分し、それぞれの立法運動の(再)組織化過程とその理念(第2,6章)、ロビイングの条件となる政治と運動および運動内部でのせめぎ合い(第3,7章)、シーズのロビイングの戦術(第4,8章)、これらの政策的帰結(第5,9章)を分析した。さらに第10章で、2016年のNPO法改正に至る政治と運動および運動内部の関係性と、シーズのロビイング戦術、政策的帰結を分析したのち、イシューについての帰結と運動についての帰結を考察して、結論を述べた。

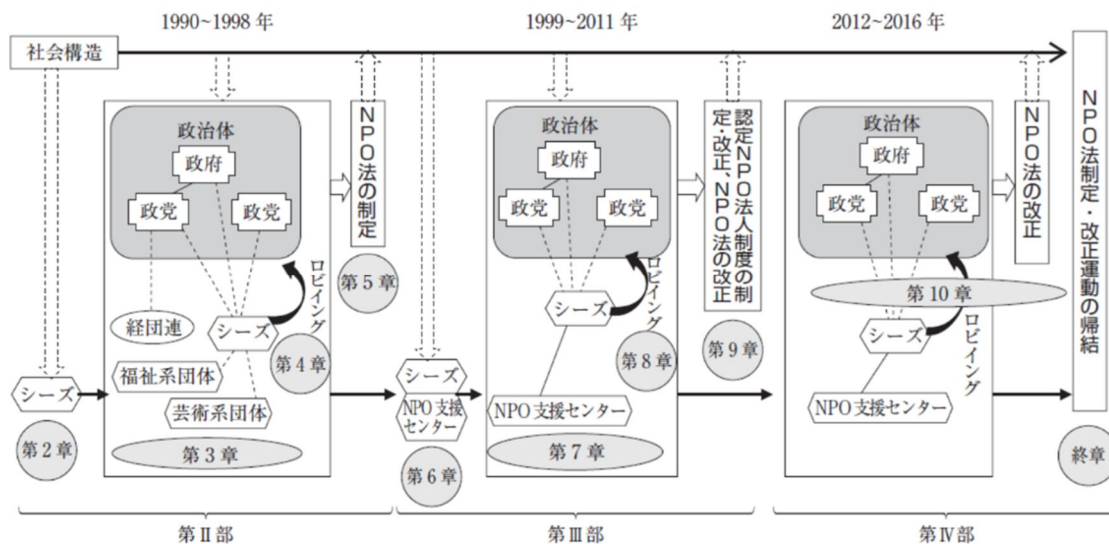


図1 『ロビイングの政治社会学』の分析枠組みと章構成(原田 2020: 40)

同書の主な知見として、約25年間におよぶNPO法制定・改正をめぐる政策過程と社会運動を次のようにまとめられる。まず、自社さ政権および民主党政権が運動にとって政治的機会が大きく開かれていた時期であり、他方でその合間の自民党(自公)政権時代は、税制優遇をめぐって政治的機会が閉じられていた。こうした状況に対して運動側は、NPO法制定期は分野間、NPO法改正期は地域間で連携しつつ、またNPO法制定期は主に自社さと民主党、NPO法改正期は

主に各党 **NPO** 委員会議員と超党派の **NPO** 議員連盟をターゲットに、アウトサイド/インサイド戦略を駆使して、**NPO** 法制定・改正の帰結を得てきた。この運動はその後も継続しており、安倍政権下においても超党派の **NPO** 議員連盟に働きかけて、**2016** 年にも法改正がなされた。

こうしたシーズのロビイングの成功要因として、特定の政党ではなく常に超党派と交渉して論点を現実的に調整したこと、毎年欠かさず要望行動を行い、議員との関係性を持続して正統性を獲得したこと、実態調査や海外視察などを通じて専門的知識を獲得し、議員に対して知識を提供できる存在になってさらに正統性を獲得したこと、などを挙げられる。仮にシーズのロビイングがなくても、政治的社会的条件のもと **NPO** 法が成立・改正された可能性も否定できないが、シーズなどのロビイングが多く局面において各党の賛同を促し、反対派の抵抗をある程度抑えることに寄与した。また、**NPO** 法の条文の端々には、シーズ・連絡会の要望が反映されている。さらに、分野・地域を超えた多くの市民・**NPO** がロビイングに参加したことで、各々が抱えている法人制度への要求や「公益」「非営利」をめぐる理念の相互理解が進展した。議会制民主主義の機能不全が言われるなかで、単に要望を出すだけでなく、政治を動かす主体としての社会運動として位置付けることができる。ただし、運動にとっての弊害として東京のシーズに権限や資源が集中する反面で過重負担が生じたこと、テーマにとっての弊害として **1998** 年の **NPO** 法制定後に法改正をめぐる論点が税制優遇に集中し、その間に置き去りにされた論点もあったこと、などを指摘できる。

以上の研究成果の意義として、インタビューデータや当時の貴重資料などを用いながら、約 **25** 年間にわたる政策過程と社会運動の相互作用を詳細に描き出すことができた。また、社会運動と **NPO** の関係性に対して、**1980** 年代以前からの市民活動が法人格と税制優遇制度を求めて運動を展開し、組織間関係とロビイング戦略を経て **NPO** 法に帰着したものであるという、新たな位置づけを提示した。こうして **NPO** 法をめぐるロビイングを多角的に明らかにして社会学・政治学・**NPO** 研究に学術的貢献を行い、単著に対して地域社会学会奨励賞（個人著作部門）と日本 **NPO** 学会賞・優秀賞を受賞することができた。また、この成果を踏まえて、『まちと暮らし研究』や『法律時報』の特集に依頼論文を執筆したり、『増補改訂版 日本ボランティア・**NPO**・市民活動年表』の「支援行政」の年表・コラムを分担執筆して公開研究会で報告したりするなど、本研究の成果を他分野の研究者や一般市民に還元することもできた。

(2) **NPO** 法の歴史社会的な再検討

NPO 法の歴史社会的な再検討については、共著書『社会の読解力<文化編>』に論文「**NPO** の歴史的な位置」を執筆した。同論文の知見として、**NPO** 法の制定・改正過程における主体性の変遷を紐解くと、図 2 のような 7 つの特質があり、それぞれの背後に運動と政治のせめぎ合いがあった。そして、**NPO** 法人の急増とともにネオリベリズムとの共振が進むなかで（仁平 **2011**）、非営利の社会貢献活動という特質が抜き出され、**NPO** の経営などをめぐる議論は蓄積されつつ、政治参加や行政への抵抗といった特質が軽視されてきたことは否めない。また、**NPO** 法の改正過程では、市民・情報公開・活動分野という争点を読み返されて、三者で異なる帰結をたどってきた。時代のニーズにあわせて活動分野は拡大し、社会情勢に応じて情報公開の整備が進められた一方で、「市民活動促進法」への名称変更や活動分野に「その他」を追加することは見送られてきたことが明らかになった。

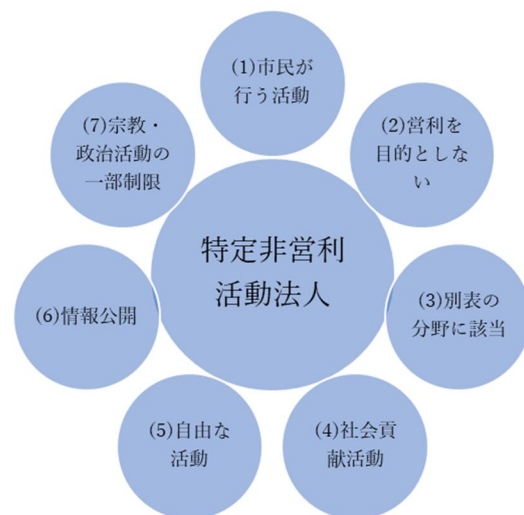


図 2 **NPO** 法が規定する主体性の特質(原田 2020: 95)

すなわち **NPO** は、市民運動が段階論的に至ったものではなく、法制度を通して主体性と社会を変えようとするプロジェクトであった。このプロジェクトは未完であり、その実践と空間のなかでいかなる主体を作っていくのか、今なお可能性が開かれている。

以上の研究成果によって、**NPO** の担い手たちにも十分知られてこなかった、**NPO** の重層的な特質と現場の活動との乖離や **20** 年間にわたる法律をめぐるせめぎ合いを明らかにした。**NPO** を研究する社会学者には、道場の「段階論」批判を回避したり、一枚岩的に **NPO** を称揚したりするのではなく、こうした主体性を丁寧に読み解き現場に還元する役割があることを提示した。

(3) コロナ禍におけるロビイングの比較分析

コロナ禍におけるロビイングの比較分析については、研究成果を東海社会学会大会シンポジウムで報告したのち、同報告を元にした論文「コロナ禍における市民活動のアドボカシー」が『東海社会学会年報』に掲載決定済である（原田 近刊）。同論文の知見として、まず要望書の傾向分析からは、とりわけ「第 1 波」の衝撃が読み取れて、この時期に生命に関わる分野の要望書が出されつつ、「第 2 波」以降で分野が広がっていったことが明らかになった（図 3）。また、特徴的な要望書を読むと、分野を超えた共通点として「公助」の不在と「共助」の限界が浮き彫りになり、感染症そのものよりも分野ごとに異なる危機が二次的・三次的に引き起こされたことがわか

った。ただし分野ごとに異なる危機の到来が見られたことも明らかになった。そして 1 団体の事例調査から、要望書の背後にはコロナ禍以前からの不当な扱いへの憤りがあり、声を上げることが次の世代へと引き継がれていくことがわかった。

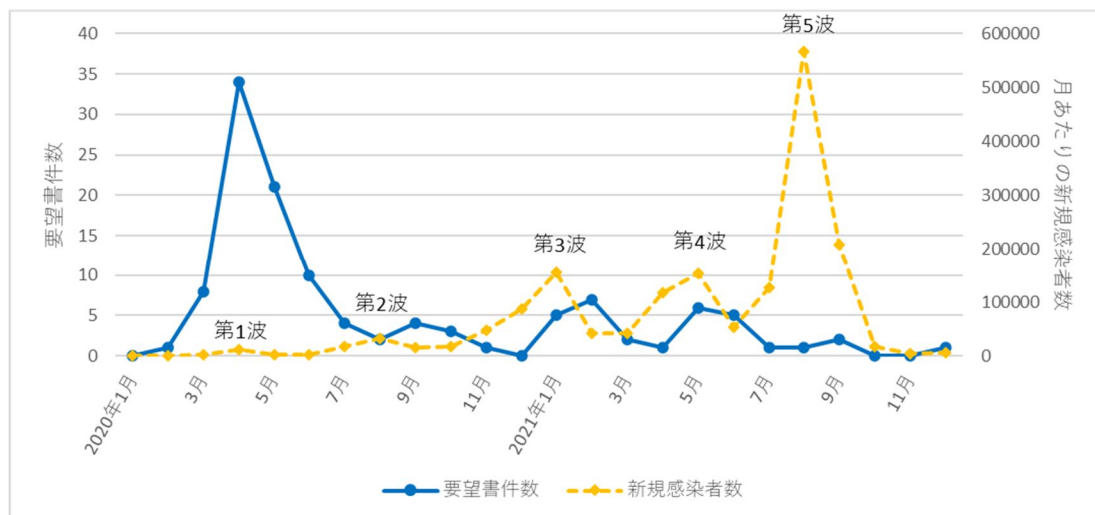


図 3 コロナ禍における市民団体の要望書件数と新規感染者数の推移（原田 近刊）

この研究成果によって、コロナ禍のロビイングという新たなテーマに対して試論を示した。新型コロナウイルス感染症は少しずつ収束へと向かい、「After コロナ」の社会に向かっているが、「With コロナ」で浮き彫りになった危機は根本的には解決しておらず、むしろなかったことにされようとしている。「After コロナ」の社会を構想するためにも、「Before/With コロナ」で各分野の市民活動がどのような危機に直面してロビイングを実施したかを記録に留めておく必要があることを提示した。コロナ禍における市民活動のロビイングをめぐって、時系列という縦軸と分野・領域という横軸で総合的に分析することが可能であり、本論文は今後の発展的な研究に向けた論点整理という意義がある。

以上のように本研究課題では、社会運動と議員連盟の関係性に関する新たな知見の提供と、社会運動の今日的な動態を明らかにするという当初の目的のもと、研究の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大などを受けながら、上記 3 つの成果を挙げることができた。ただし当初の研究計画のうち、超党派議員連盟の活動実態と参加者の把握、および NPO 法以外のイシューの分析は部分的に留まっている。これらについては今後の研究として展開していきたい。

<引用文献>

- 原田峻, 2020, 『ロビイングの政治社会学 NPO 法制定・改正をめぐる政策過程と社会運動』有斐閣.
- 原田峻, 2022, 『NPO の歴史的位 置 NPO 法制定・改正過程における主体性の変遷に着目して』, 出口剛司・武田俊輔編 『社会の読解力<文化編>—生成する文化からの反照』新曜社, 89-110.
- 原田峻, 近刊, 『コロナ禍における市民活動のアドボカシー 要望書の比較分析を中心に』『東海社会学年報』15.
- 長谷川公一, 2003, 『環境運動と新しい公共圏 環境社会学のパースペクティブ』有斐閣.
- 道場親信, 2006, 『1960~70年代『市民運動』『住民運動』の歴史的位 置 中断された『公共性』論議と運動史の文脈をつなぎ直すために』『社会学評論』57(2): 240-258.
- 仁平典宏, 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉 贈与のパラドックス の知識社会学』名古屋大学出版会.
- 小熊英二, 2012, 『社会を変えるには』岩波書店.
- 佐藤健二, 2012, 『公共性の歴史的転換』盛山和夫ほか 『公共社会学 1 リスク・市民社会・公共性』東京大学出版会, 31-50.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 原田 峻	4. 巻 15
2. 論文標題 コロナ禍における市民活動のアドボカシー 要望書の比較分析を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東海社会学会年報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原田 峻	4. 巻 94(8)
2. 論文標題 現代日本におけるロビイストの役割 NPO法制定・改正の事例から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 12-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田 峻	4. 巻 4
2. 論文標題 NPO法が地域社会にもたらしたもの 『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地域社会学会ジャーナル	6. 最初と最後の頁 4-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原田 峻	4. 巻 16(1)
2. 論文標題 NPO法2016年改正をめぐる政策過程と社会運動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金城学院大学論集（社会科学編）	6. 最初と最後の頁 55-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原田 峻	4. 巻 27
2. 論文標題 NPO法制定までの市民の取り組み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 まちと暮らし研究	6. 最初と最後の頁 21-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田 峻	4. 巻 17
2. 論文標題 NPO法制定過程における立法運動の組織間連携 分野内 / 分野間の連携に着目して	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ノンプロフィット・レビュー	6. 最初と最後の頁 77-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11433/janpora.17.77	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 特活法の立法とその後の改定過程
3. 学会等名 大阪ボランティア協会ボランティアリズム研究所主催「増補改訂版『日本ボランティア・NPO・市民活動年表』を読み解く会 支援行政・企業の社会貢献」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 コロナ禍における市民活動のアドボカシー 要望書の比較分析を中心に
3. 学会等名 東海社会学会 第15回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 ロビイング研究の視角から見たNPO法
3. 学会等名 第19回日本NPO学会賞（優秀賞）受賞記念講演会「NPO法人制度の『これまで』と『これから』を考える」（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 NPO法が地域社会にもたらしたもの 『ロビイングの政治社会学』と地域社会学の接点を中心に
3. 学会等名 地域社会学会2021年度第3回研究例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 『ロビイングの政治社会学』で問うたもの：社会運動論・政策過程論・NPO論のあいだで
3. 学会等名 社会運動論研究会2020年12月研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 NPO法の制定・改正過程と市民社会が果たした役割
3. 学会等名 東大手の会主催「NPO法制定の意義に学び、NPOの今日的価値を創造するセミナー」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 3.11後の運動参加(3)――レパトリーの比較分析
3. 学会等名 日本社会学会第91回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 社会過程としてのNPOの組織化――社会運動論から考える参加と組織化(3)
3. 学会等名 日本NPO学会第21回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 原田 峻
2. 発表標題 NPO法2016年改正をめぐる政策過程と社会運動
3. 学会等名 日本NPO学会第20回年次大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 大阪ボランティア協会ボランティアリズム研究所 監修	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 1120
3. 書名 増補改訂版 日本ボランティア・NPO・市民活動年表	

1. 著者名 出口剛司・武田俊輔 編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 256
3. 書名 社会の解読力 文化編 生成する文化からの反照	

1. 著者名 原田 峻	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 336
3. 書名 ロビイングの政治社会学 NPO法制定・改正をめぐる政策過程と社会運動	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>「NPO法制定・改正の面白さを損なわないように描く」(トヨタ財団広報誌「JOINT」34号) https://www.toyotafound.or.jp/joint/data/joint34.pdf 「2020年代の社会運動論(座談会連載)」(note 有斐閣書籍編集第2部) https://note.com/yuhikaku_nibu/m/mb02a962e26d5</p>

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------